

今月のトピック

1. 日本年金機構におけるマイナンバーの使用用途
2. 派遣労働者の「抵触日」がやってくる
3. 11月は「過労死等防止啓発月間」です



1. 日本年金機構におけるマイナンバーの使用用途

平成30年3月から、これまで基礎年金番号で届け出ている手続きについて、マイナンバーで行う事ができるようになる他、マイナンバーと基礎年金番号が紐付いている被保険者、受給権者の方は、一部の手続きや届出の添付書類を省略できるようになるなど、マイナンバー制度による情報連携の対象となる申請が益々拡大しております。

●住所変更届・氏名変更届の省略 (平成30年3月5日～)

被保険者の住所変更届及び被保険者・受給権者の氏名変更届は個人番号と基礎年金番号が紐付いている方については、日本年金機構への届出を省略可能。

●健康保険被扶養者(異動)届についての添付書類 (平成30年10月1日～)

健康保険被扶養者(異動)届についての添付書類の取り扱いが変更。

被保険者と扶養認定を受ける方双方のマイナンバーを届書に記載し、事業主が戸籍謄(抄)本や住民票を

確認し相違ない旨を届書に記載する事により、書類の添付を省略する事が可能。

●(非)課税証明書の添付の省略 (平成30年10月9日～)

一部の申請について、申請書等にマイナンバーを記入いただくことで、他機関との税情報に関する情報連携により、(非)課税証明書の添付の省略が可能。

【省略出来る申請】

- ① 高額療養費
- ② 高額介護合算療養費
- ③ 食事療養標準負担額の減額申請
- ④ 生活療養標準負担額の減額申請
- ⑤ 基準収入額適用申請
- ⑥ 限度額適用・標準負担額減額認定申請

※なお、①～④であっても、診療月(②は基準日)が平成29年7月以前の申請に

ついては、マイナンバーの情報連携が利用できないため、

今後も引き続き、被保険者の

(非)課税証明書等の添付が必要です。



2. 派遣労働者の「抵触日」がやってくる

政府が働き方改革を推進するなか、平成30年10月1日より「抵触日」が順次到来します。派遣労働に携わる事業所・労働者のあり方を変える、改正労働者派遣法の「抵触日」についてご紹介致します。

●平成27年の労働者派遣法改正により、派遣期間に「最長3年」の制限が設けられることになりました。この制限期間が切れた翌日が「抵触日」です。抵触日をむかえると、派遣先で同じ労働者を同一の組織(課やグループ)で受け入れることができません。つまり、抵触日を超えたあとも同じ組織内で働いてもらうなら、自社にて直接雇用する義務が発生するのです。

「抵触日」は最長3年で、事業所単位と個人単位があり

ます。ただし、個人としては派遣期間が3年未満であっても、企業間の派遣契約期間が抵触日をむかえた場合は働くことができません。個人単位の抵触日より事業所単位の抵触日が優先されるということです。

他方、抵触日が禁止するのは「同一の組織で勤務を続けること」です。派遣先事業所の「別の組織」、例えば営業から経理へ部署異動したならば、抵触日はリセットされます。

また、抵触日をむかえる一ヶ月前までに過半数労働組合や過半数代表者へ意見聴取することで、派遣期間制限を3年間延長することができます(延長回数は制限無し)。

業務を続けるために派遣先企業を変えるのか、同じ派遣先企業で働くために業務を変えるのか。派遣労働者の方にはキャリアパスを考える契機に、企業には人材確保を優先するか人材育成に舵を切るのかの分岐点になるかも知れません。

3. 11月は「過労死等防止啓発月間」です

厚生労働省では11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、各種のシンポジウムやキャンペーンを行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」(2014年11月1日施行)に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民に自覚を促し、関心と理解を深めるため、法律の施行以来毎年実施されております。

※過労死とは・・・過労死等防止対策推進法では、「業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡」「業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡」「死亡には至らないが、これらの脳血管疾患・心臓疾患、精神障害」を過労死等と定義しています。



【取組概要】

I. 過労死等防止対策推進シンポジウムの実施
過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、11月から12月にかけて無料のシンポジウムを開催致します。

[参加申込方法] 事前に下記ホームページからお申し込みいただく必要がございます。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

II. 国民に向けた周知・啓発の実施

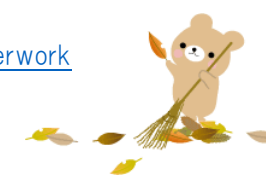
国民各自が自身に関わる事として、過労死とその防止に対する関心を持ってもらうように、ポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布、インターネット広告など多様な媒体を通じて周知・啓発活動を行います。

III. 過重労働解消キャンペーン

過労死等につながる過重労働への対応として、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた重点的な監督指導や、9月から11月を中心に無料で参加可能な「過重労働解消のためのセミナー」を実施いたします。

[セミナー専用ホームページ]

<http://partner.lec-jp.com/ti/overwork>



お知らせ

**11月5日に札幌本部が移転しました。
ピカピカの新社屋です！
お近くにおいでの際には、是非お立ち寄りくださいませ。新住所は以下の通りです。**

【発行元】SATO 社会保険労務士法人札幌オフィス
〒065-8631

札幌市東区北5条東8丁目1番33号

TEL: (011) 351-3010